

# 杉並区公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱基準

平成 26 年 3 月 31 日

杉並第 68282 号

改正 平成 30 年 5 月 1 日杉並第 10559 号 令和 3 年 1 月 12 日杉並第 52410 号

令和 6 年 9 月 30 日杉並第 38543 号

## (目的)

第 1 条 この基準は、杉並区（以下「区」という。）が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、請負者が保有する工事代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、区が工事請負契約に係る標準契約条項第 5 条第 1 項ただし書きの規定に基づき工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾する際の必要な手続きを定めるものとする。

## (対象工事)

第 2 条 区が債権譲渡を承諾する工事は、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 請負金額（債権譲渡の承諾の申請時において、契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額）が 1,000 万円以上の建設工事であること。
- (2) 杉並区契約事務規則（昭和 39 年 4 月（杉並区規則第 19 号。以下「規則」という。）第 49 条第 1 項に規定する前金払の支払の有無にかかわらず、工事の進捗率が前金払相当割合をおおむね超えていること。
- (3) 規則第 49 条の 2 の規定による中間前金払又は規則第 50 条の規定による部分払の支払がなされている場合は、工事の進捗率が、前金払相当割合に中間前金払相当割合又は部分払相当割合加えた割合をおおむね超えていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、債権譲渡を承諾しない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第 1 号様式）の提出時期が、当該工事請負契約の履行期限までに 2 週間に満たない場合
- (2) 請負者が工事請負契約に係る標準契約条項第 45 条各号及び第 45 条の 2 各号に該当するため、債権譲渡を承諾することが不相当と認められる場合
- (3) 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
- (4) 前 3 号のほか、請負者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾することが不相当と認められる場合

## (債権譲渡人及び債権譲受人)

第 3 条 区が債権譲渡を承諾する請負者（以下「債権譲渡人」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画がある場合

(2) 次の事項のいずれにも該当していないこと。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項の規定により破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 号第 1 条の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

(3) 過去 2 年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

2 区が債権譲渡を承諾できる工事代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらぼし銀行とする。

（譲渡の対象となる工事代金債権の範囲）

第 4 条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合において、標準契約条項第 32 条第 2 項の検査に合格し、引渡しを受けた既存部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、標準契約条項第 48 条第 1 項の既存部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既存部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払い及び部分払の金額並びに工事請負契約により発生する違約金等の区の請求に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額又は減額された場合の工事代金債権の額は、契約変更により増額又は減額された後の額とする。

（債権譲渡承諾事務の分掌）

第 5 条 債権譲渡の承諾に関する事務は、総務部経理課（以下「経理課」という。）が行う。

（債権譲渡の承諾申請）

第 6 条 債権譲渡人及び債権譲受人は、経理課に事前協議を行った上で、共同して次の各号に掲げる書類を添えて区長宛てに債権譲渡の承諾を申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3部
  - (2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1部
  - (3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
  - (4) 工事履行報告書（第2号様式） 1部
  - (5) 工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）に押印されている使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、当該受付票の写し 1部
  - (6) 下請負人に対する支払計画書（第3号様式）（債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合に限る。） 1部
  - (7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（保険又は保証約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。） 1部
- 2 前項第3号の申請書類は、他の工事の債権譲渡承諾の申請を行っている場合において、本申請書の3か月以内に発行された印鑑証明書が提出されているときは提出を要しない。
- 3 債権譲渡の承諾の申請は、工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して経理課に第1号各号の書類を持参することにより行うものとする。ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人又は債権譲受人の委任状（第4号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 前条により申請を受けた経理課は、次の事項について確認する。

- (1) 申請に係る工事が、第2条第1項各号の条件を満たし、同第2条各号に該当していないこと。
- (2) 債権譲渡人が第3条第1項各号の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書が、次の事項の全てを満たすこと。
  - ア 同じものが3部提出されていること
  - イ 必要事項の全てが記載されていること。
  - ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が工事請負契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）と一致していること。
  - エ 債権譲渡人が使用した印が、印鑑証明書又は受付票に押印されているものと一致していること。
  - オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が印鑑証明書と一致していること。
  - カ 支払済の前金払、中間前金払及び部分払の金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額

が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

キ 建設共同企業体案件にあつては、建設共同企業体の名称、建設共同企業体の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があり、使用した印が建設共同企業体協定書（甲）の代表者の印と一致していること。

（４）公共工事代金債権信託契約書が次の事項の全てを満たすこと。

ア 債権譲渡人及び債権譲受人の記載が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

イ 債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と一致すること。

ウ 譲渡対象債権が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

エ 建設共同企業体案件にあつては、建設共同企業体の名称、建設共同企業体の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載が建設共同企業者協定書と一致していること。

（５）発行日から３か月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

（６）当該工事の進捗率が、第２条第１項第２号及び第３号に規定する割合をおおむね超えていること。

（７）下請負人に対する支払計画書において、債権譲渡人が第３条第１項第１号イに該当する場合は、支払計画書に下請企業として中小企業者が存在することが確認でき、当該中小企業者に対して代金の支払いの予定があること。

（８）契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する次のものが提出されていること。

ア 保険会社又は保証会社の承諾書の内容が、役務保証特約付ではない履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 区に提出済の保険又は保証証券等及び保険又は保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

（債権譲渡の承諾）

第８条 経理課は、債権譲渡の承諾に係る事前協議を受けたときは、工事主管課にその旨を連絡し、前金払等の支払状況等を確認する。

２ 第６条第１項の規定により提出された申請書類を前条の承諾基準により審査し、問題がない場合は工事主管課長の承認を得て、債権譲渡の承諾について意思決定をし、債権譲渡整理簿（第５号様式）に必要事項を記載する。

３ 債権譲渡承諾書３部に公印及び確定日付を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々１部ずつを交付し、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類は、第１３条の規定による工事代金の請求があるまでの間、経理課で保管する。

４ 前３項の規定による債権譲渡の承諾手続きは、第６条第１項の規定による申請書類の提出を受けてから２週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第7条の承諾基準を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

- 2 前項の場合には、工事主管課長の承認を得て、債権譲渡の不承諾について意思決定し、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第6号様式）2部に公印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1部ずつを交付する。
- 3 第6条の規定により提出された申請書類は、前項の手続き後に経理課で保管する。
- 4 第1項及び第2項の規定による債権譲渡の不承諾手続きは、第6条第1項の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

(出来高査定)

第10条 信託契約に基づく工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

- 2 前項の規定による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高査定協力申出書（第7号様式）を工事主管課へ提出するものとする。
- 3 前項の工事出来高査定申込書の提出があった場合は、経理課と工事主管課において立入りに必要な調整を行った上、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

第11条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更されその結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（第8号様式）を作成の上、経理課に提出するものとする。
- 3 工事代金債権計算書（契約変更用）は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により記載内容を確認した上で受理する。
- 4 工事代金債権計算書（契約変更用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第6条第1項の書類とともに経理課で保管する。

(契約解除の場合の取扱い)

第12条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等その他の理由により契約が解除された場合、区は第4条第1項ただし書により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第9号様式）を作成の上、経理課に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

3 工事代金債権計算書（契約解除用）は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により記載内容を確認した上で受理する。

4 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第6条第1項の書類とともに経理課で保管する。

（請負代金等の請求）

第13条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査その他の所定の手続きを経て、請負金額及び部分払いの金額（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

2 債権譲受人は、請負代金等の請求に当たって、工事主管課へ次の各号に掲げる書類を各1部提出するものとする。

- （1）工事請負代金請求書（第10号様式）
- （2）支払金口座振替依頼書
- （3）公共工事代金債権信託契約書の写し
- （4）杉並区長公印の押印がある債権譲渡承諾書の写し

3 前項の規定により工事請負代金請求書等を受領した工事主管課は、工事代金債権の金額を確認の上で工事代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続きを行うものとする。

（指名選定等における留意事項）

第14条 債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第15条 本手続を実施するに当たって、この基準に定めのない事項については、総務部長が別に定める。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成30年5月1日杉並第10559号）

この基準は、平成30年5月1日から施行する。

附則（令和3年1月12日杉並第52410号）

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和6年9月30日杉並第38543号）

この基準は、令和6年10月1日から施行する。